



申9号「法令改正に伴う就業規則等の改正について」に関する申し入れ

「法令改正に伴う就業規則等の改正について」は、申7号団体交渉の議論を経て、職場実態に基づき議論を重ねてきました。乗務員や交代制勤務の職種において、看護休暇や介護休暇が時間単位で取得が可能になることは、様々な事情を抱える組合員にとって、選択肢が広がるものであると言えます。

その一方で、申7号団体交渉では、具体的な想定に基づいた議論を行ってきましたが、幾つかの点については「個別の事象によって判断する」とされています。そのため「時間単位で取得できる環境になるのか」「子供の対応で突発的な事象があっても、作業ダイヤがある中で代務者手配などが今の要員体制では厳しい」「制度が増える中で、管理者や事務担当者への教育とフォローを充実させて欲しい」などの声が、職場での議論を通じて明らかになりました。

この間、乗務員勤務制度の改正やフレックスタイム制の拡大など、多くの制度改正が行われました。同時に、より効率的な業務執行体制を目指すための施策も実施され、働き方が大きく変化しています。時間単位での休暇をすべての職場に必要な時に気兼ねなく取得できる環境を構築していかなければなりません。そのためには、要員体制の充実と、全社員が制度の理解を深める機会を幅広くつくりだしていくことが重要です。

実効性のある制度の運用と、組合員と家族の幸福の実現、働きがいを感じる職場を実現するために団体交渉で議論していきます！

1. 看護休暇、介護休暇の時間単位での取得の拡大は、鉄道事業の特性を踏まえ、働きやすさに繋がるものとする。
2. 看護休暇、介護休暇は、申告した時季に取得させること。そのため作業ダイヤ等の整備や適正な要員配置など、必要な措置を講ずること。
3. 看護休暇、介護休暇の時間単位での取得について、全社員が制度の内容と具体的な取扱いを理解できるように、情報配信とともに管理者からの丁寧な説明を行うこと。